

たつの市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

## 1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、たつの市が障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、たつの市の全ての組織とする。

## 3 調達を推進する物品等

障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

## 4 物品等の調達目標

当該年度の予算及び事務又は事業規模に応じて、障害者就労施設等からの物品等の調達を行う。

## 5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

### （1）障害者就労施設等の情報提供

発注の円滑化を図るため、障害者就労施設等が提供する物品等の情報について、情報提供を行う。

### （2）随意契約による調達

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用しながら、物品等の調達の推進に努めるものとする。

### （3）共同受注窓口からの調達

障害者就労施設等へのあっせん・仲介を目的とする共同受注窓口から物品等を調達する場合については、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとし、共同受注窓口である特定非営利活動法人兵庫セルフセンターを活用し、物品等の調達の推進に努めるものとする。

## 6 調達に当たり留意すべき事項

物品等の調達に当たっては、以下の点に留意するものとする。

### (1) 調達の可能性の検討

物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。

### (2) 計画的な発注

物品等の発注は、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定及び発注量に努めるものとする。

### (3) 障害者就労施設等に対する情報提供

物品等の調達に際しては、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について丁寧に説明するよう努めるものとする。

## 7 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した物品等の調達実績について、年度終了後、概要を取りまとめ、公表するものとする。

## 8 調達方針に基づく担当窓口

調達方針に基づく担当窓口は、障害福祉担当課とする。